

相生市中学校部活動指導員募集要項

1 趣旨

相生市立中学校における部活動指導の充実及び教員の負担軽減を図ることを目的として、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員(以下「指導員」という。)を配置する。

2 職務内容

(1)主な職務は次のとおりです。

- ① 実技指導
- ② 安全管理および事故発生時の対応
- ③ 生徒への指導・助言
- ④ 用具・施設の点検
- ⑤ 大会引率や活動運営に関する補助 など

※すべての業務を単独で担うものではなく、学校(顧問)と協力しながら行います。

3 資格要件

(1)次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ①年齢が18歳以上であること。
- ②相生市中学校部活動ガイドラインに則った適切な部活動運営に十分に理解があること。
- ③部活動の教育的意義を理解し、安全管理や人権に配慮した指導ができること。
- ④職務遂行に当たり、法律、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従うこと。
- ⑤校長の監督を受け、その職務上の命令に従うこと。
- ⑥その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為を行わないこと。
- ⑦職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様。
- ⑧心身とも健康であること。

(2)次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。

- ①学校での部活動の指導経験があること。
- ②日本スポーツ協会、文化団体等の公認資格を有すること。
- ③該当する競技の競技経験または学校部活動以外の指導経験があること。

4 勤務条件

- (1)身 分 特別職の非常勤職員
- (2)任 期 2年以内
- (3)勤 務 先 相生市立中学校（那波中学校、双葉中学校、矢野川中学校のいずれか）
- (4)報 酬 日額4,500円
- (5)勤務時間 平日2時間以内、休日・祝日3時間以内
いずれも教育委員会の指定する日

5 部活動について

(1)運動部活動

野球、バスケットボール、卓球、ソフトテニス、陸上競技、サッカー、バレーボール、ソフトボール

(2)文化部活動

吹奏楽、美術

6 申請方法

- (1)申請先 〒678-0031 相生市旭一丁目3番18号 相生地方合同庁舎2階
相生市教育委員会 学校教育課
- (2)申請方法 直接持参または郵送にて提出すること。
- (3)提出書類 相生市部活動指導員申請書

7 選考

書類選考及び面接審査にて選考する。選考結果は、申請者に文書で通知する。
(面接審査の日時は個別に連絡)